

## 中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	<small>とこなみかわ</small> 常浪川ダム建設事業 新潟県 <small>ひがしかんばらくんあがまち</small> (新潟県東蒲原郡阿賀町)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は河道改修案(掘削+引堤)などが優位、流水の正常な機能の維持対策案は現計画案(常浪川ダム案)が優位であるが、総合的な評価としては、現計画以外の案が優位としている検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p>
ダム事業 (補助事業)	<small>さらしがわ</small> 晒川生活貯水池整備事業 新潟県 <small>とおかまちし</small> (新潟県十日町市)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は河道改修案(掘削)などが優位、新規利水対策案は現計画案(晒川生活貯水池案)と水系間導水案(信濃川)、水系間導水案(田川)が同程度に優位、流水の正常な機能の維持対策案は現計画案(晒川生活貯水池案)が優位であるが、総合的な評価としては、現計画以外の案が優位としている検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p>

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)